東京地方裁判所 平成30年(フ)第6361号 破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

第5回債権者集会報告書

令和 4 年 1 月 25 日

東京地方裁判所 民事第 20 部合議係 御中

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外 破産管財人 弁護士 内 田 実

第1 前回集会後の主な管財業務の状況

令和3年4月25日の第4回債権者集会は、緊急事態宣言の発令を受け延期された。第3回債権者集会から第4回債権者集会までの間の主な管財業務の状況は別添「第4回債権者集会報告書」のとおりである(以下、「第4回債権者集会報告書」記載の報告内容を「前回集会報告」という。)。

以下では、第4回債権者集会以降の主な管財業務の状況を報告する。

各破産者の破産手続の進行状況及び進行予定は別紙 1「破産者の概要」の「手続の進行状況・進行予定」欄記載のとおりである。破産者 31 者のうち,第 4 回債権者集会までに破産手続が終結した破産者は 24 者,第 4 回債権者集会以降に破産手続が終結した破産者は 1 者であり,本日現在破産手続が係属している破産者は 6 者となっている。

1 配当を完了した破産者(1者)

前回集会報告のとおり、かぶちゃんメガソーラーについては、下表 1 記載のとおり、令和 3 年 3 月 3 日に、破産裁判所の許可を取得後、最後配当の実施につき令和 3 年 3 月 17 日付で官報に公告し、同年 4 月 1 日をもって最後配当に関する除斥期

間が満了し、同年4月8日の経過をもって、配当表に対する異議期間が経過した。 債権者の中で、配当表について異議を申し立てた者はいなかった。

表 1 かぶちゃんメガソーラーの配当内容

			配当に	加えるべき	債権者			
No.	破産者	配当の 方法	破産債権 のある会 員債権者	一般債権者	計	配当に加える べき債権額 (円)	配当する金 額 (円)	配当率
10	かぶちゃんメガソーラー株式会社	最後	1,777	14	1,791	2,886,741,851	303,575,144	10.5162189301%

最後配当の実施は、債権者名義の預貯金口座への振込送金によって行うこととなっており、当職は、振込先口座が確定した債権者から順次配当金の送金を実施した。最終的に振込先口座が確定しないなどの理由により、配当を実施することができなかった債権者(66名)については、令和3年7月7日に、東京法務局に供託をした(供託金額合計3,802,720円)。なお、ケフィア事業振興会に対する配当金は、178.510.523円であった。

以上のとおり、**かぶちゃんメガソーラー**については最後配当が完了したため、令和 3 年 7 月 21 日午前 11 時 50 分に、配当の実施及び任務終了の計算報告のための債権者集会が実施された。

2 中間配当を実施した破産者(3者)

(1) ケフィア事業振興会

前回集会報告のとおり、ケフィア事業振興会については、かぶちゃんメガソーラーからの配当金を受領した後に中間配当の手続に入る予定であったところ、前回集会後に、かぶちゃんメガソーラーから 178,510,523 円の配当金を受領したため、当職は、中間配当を実施することとした。

下表 2 記載のとおり、破産裁判所の許可を取得後、除斥期間、異議期間の満了 を経て、順次中間配当を実施した。

表 2 ケフィア事業振興会の配当内容

			配当に	加えるべき	債権者			
No.	破産者	配当の 方法	破産債権 のある会 員債権者	一般債権者	合計	配当に加えるべ き債権額 (円)	配当する金額 (円)	配当率
11	株式会社ケフィア事業振興会	中間	29,186	27	29,213	103,338,592,928	1,033,371,967	1%

当職は,振込先口座が確定した債権者から順次配当金の送金を実施した。令和3年12月末日時点において,配当金の送金を実施できた債権者は27,193名であり,合計1,009,788,624円の配当を完了している。

なお,**ケフィア事業振興会**から**ケベッククラブ**に対する配当金は,**146,619** 円, 九州クラブに対する配当金は,**237,605** 円であった。

(2) ケベッククラブ

前回集会報告のとおり、ケベッククラブについては、ケフィア事業振興会からの配当金を受領した後に中間配当の手続に入る予定であったところ、上記のとおり、ケフィア事業振興会から 146,619 円の配当金を受領したため、当職は、中間配当を実施することとした。

下表3記載のとおり、破産裁判所の許可を取得後、除斥期間、異議期間の満了を経て、順次中間配当を実施した。

Ī				配当に	加えるべき	債権者			
	No.	破産者	配当の 方法	破産債権 のある会 員債権者	一般債権者	合計	配当に加える べき債権額 (円)	配当する金 額 (円)	配当率
	11	ケベッククラブ合同会社	中間	13	1	14	140,673,751	52,999,990	37.6758276673%

表 3 ケベッククラブの配当内容

当職は、振込先口座が確定した債権者から順次配当金の送金を実施し、債権者 全員への配当を完了している。なお、ケベッククラブから九州クラブに対する配 当金は、4,021,424 円であった。

(3) 九州クラブ

前回集会報告のとおり、九州クラブについては、ケフィア事業振興会及びケベッククラブからの配当金を受領した後に中間配当の手続に入る予定であったところ、上記のとおり、ケフィア事業振興会から237,605円、ケベッククラブから4,021,424円の配当金を受領したため、当職は、中間配当を実施することとした。

下表 4 記載のとおり、破産裁判所の許可を取得後、除斥期間、異議期間の満了 を経て、順次中間配当を実施した。

表 4 九州クラブの配当内容

			配当に	加えるべき	債権者			
No.	破産者	配当の 方法	破産債権 のある会 員債権者	一般債権者	合計	配当に加える べき債権額 (円)	配当する金 額 (円)	配当率
12	九州クラブ合同会社	中間	56	0	56	168,750,000	42,799,953	25.3629629629%

当職は,振込先口座が確定した債権者から順次配当金の送金を実施し,債権者 全員への配当を完了している。

3 配当可能性はないが破産手続が係属している破産者 (3者)

下表 5 記載の破産者については、配当の可能性はないものの破産手続が係属している。(1)の飯田水晶山温泉ランドについては本集会をもって異時廃止とし、(2)及び(3)の破産者については破産手続を続行する。なお、下表記載の破産者 3 者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙 2 のとおりである。

表 5 配当可能性はないが手続が係属している破産者一覧

No.	事件番号	破産者
1	平成30(7)第6362号	株式会社飯田水晶山温泉ランド
2	平成30(7)第6716号	株式会社ケーツーシステム
3	平成30(7)第6718号	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社

(1)飯田水晶山温泉ランド

当職は、長野県飯田市箱川において**飯田水晶山温泉ランド**が運営する「かぶちゃん村事業」、「水晶山温泉事業」等の事業を譲渡したが、その履行に関して補助金を利用して購入した一部資産(ペレットボイラー等)に関する法令上の譲渡許可手続が未了であった。いずれについても、事業譲受人による協力がなければ手続が完了しないことから、事業譲受人に対して協力を求めていた。

その後,事業譲受人において手続を不要とする判断をしたため,事業譲受人が補助金対象資産を利用しないことを前提とした法令上の財産処分申請手続について長野県及び国との調整を行った上で,令和3年11月17日に財産処分申請手続を行い,同年12月24日に補助金の返還を条件とする承認がなされた。これにより返還すべき補助金(12,420,338円)は財団債権として扱われることとなる(破産法148条1項4号)。

以上により,**飯田水晶山温泉ランド**については,全ての財産換価と負債が確定した。今後の手続としては,破産財団が財団債権の全額を弁済するのに不足することから,本集会をもって異時廃止により破産手続を終了させ,財団債権の按分弁済を行う予定である。

(2) ケーツーシステム

ケーツーシステムについては配当見込みがないものの,**ケフィア事業振興会** 等が管財業務を継続する上で必要な継続的契約の主体となっているところ,契 約者名義の変更ができないことから,破産手続を続行する予定である。

(3) かぶちゃんファイナンシャルサービス

かぶちゃんファイナンシャルサービスは後記5の訴訟の原告となっており、 当該訴訟の判決の結果を踏まえた対応が必要となることから、破産手続を続行 する予定である。

- 4 国税不服審判手続への対応及び処分の取消しを求める訴えの提起
- (1) 国税不服審判所長に対する審査請求及び裁決までの経過

当職は、これまで報告したとおり、当職からの更正の請求に対する神田税務署による更正をすべき理由がない旨の通知処分について、国税不服審判所長に対し、同通知処分の取り消しを求める審査請求を2度行い、さらに後述するとおり東京地方裁判所に対して取消訴訟も提起しているが、改めて、取消訴訟提起に至る経過を整理すると以下のとおりである。

平成 31 年 4 月 22 日 更正の請求

令和元年 10 月 16 日 更正の請求を認めない旨の通知処分

(平成 26 年 7 月期)

令和元年 12 月 20 日 国税不服審判所長に対する審査請求

(平成 26 年 7 月期。「第 1 次審査請求」という。)

令和2年7月9日 更正の請求を認めない旨の通知処分

(平成27年7月期ないし平成30年7月期)

令和2年9月30日 国税不服審判所長に対する審査請求

(平成27年7月期ないし平成30年7月期。

「第2次審査請求」という。)

令和3年1月25日 裁決(第1次審査請求を棄却する旨)

令和3年4月14日 取消訴訟(後述)提起

令和3年9月7日 裁決(第2次審査請求を棄却する旨)

これらの第 1 次および第 2 次審査請求における主たる争点は、いずれも、オーナー制度 A コースの取引が消費税法上の資産の譲渡等に当たるかといった点にあった。当職が、オーナー制度 A コースの法的性質は金銭消費貸借契約であって買戻特約付売買契約ではない、と主張したのに対し、審判所は、①本件において金銭消費貸借契約が成立したとは認められない、②仮に、オーナー制度 A コースの取引が買戻特約付売買の形式を利用した潜脱的な預り金契約と解する余地があったとしても、同取引における対価は法人税及び消費税等の課税対象になるとして、いずれの審査請求についても原処分庁の判断を是認したものである。

(2) 処分取消訴訟の提起・訴訟の経過

ア 処分取消訴訟の提起

当職は、前(1)項記載のとおり第 1 次審査請求が棄却されたのを受けて、令和 3 年 4 月 14 日、東京地方裁判所に対し、平成 26 年 7 月期ないし平成 30 年 7 月期の各通知処分の取消を求める訴訟を提起した(事件番号令和 3 年 (行ウ) 第 156 号。以下「取消訴訟」という)。訴訟提起当時、平成 27 年 7 月期ないし平成 30 年 7 月期については第 2 次審査請求に係る審理が行われていたが、同期間についても提訴要件を満たしており、裁判所の判断を可及的速やかに求める必要があることから、平成 26 年 7 月期と併せ訴訟提起の対象としたものである。

上記訴訟に勝訴した場合に見込まれる国税還付金の額は約 16 億 8000 万円であり、国税の還付を受けた場合に見込まれる地方税還付金の額は約 2 億 2000 万円である。

イ 訴訟の経過

取消訴訟においては、これまで以下のとおり審理が行われている。なお、審理はいずれも書面による準備手続による協議(民訴法 176 条 3 項)の方法により行われており、期日間に当事者双方から準備書面、書証を提出することにより争点整理が行われている。

第1回期日 令和3年6月29日

第2回期日 令和3年9月16日

第3回期日 令和3年11月11日

第4回期日 令和4年1月20日

ウ 主たる争点と今後の進行

取消訴訟においても、オーナー制度 A コースの法的性質(金銭消費貸借契約であるか売買契約であるか)が主たる争点であるところ、当職は、刑事事件の

確定記録から得た資料などを新たに証拠として提出し、オーナー制度 A コースの実質は金銭消費貸借契約であることの主張・立証に努めている。また、取消訴訟においては、被告である国から、更正の請求金額の算定根拠について、詳細な釈明が求められており、当職は、更正の請求を依頼した税理士の協力を得ながら、その対応を行っている。

現時点において、主たる争点に関する原告側の主張・立証は概ね終えたと言えるが、主たる争点に関する国の反論がなお想定されること、上記求釈明に対する対応(これに対する被告からの反論への再反論を含む)を引き続き行う必要があることから、審理を終えるにはまだ時間を要する見込みである。

ケフィア事業振興会について最後配当を行うことができるかは,取消訴訟で各通知処分の取消が認められるかに拠ることから,勝訴判決を得られるよう最大限努力して参りたい。

5 元法務部長らに対する訴訟の経過

(1) 訴訟提起

これまで報告したとおり、当職は、ケフィア事業振興会の元法務部長に対して、支払済み報酬の一部(5000万円)の支払及び元法務部長が主張する給与名下の債権の不存在等の確認を求めて訴訟を提起した。この訴訟では、ケフィア事業振興会とかぶちゃんファイナンシャルサービスが、元法務部長が代表取締役を務めるリーガル・ラボラトリー株式会社(以下、「LL社」)に対して支払った業務委託料の返還等も求めている。

(2) 訴訟の経過

この訴訟においては、これまで以下のとおり審理が行われた。

第1回期日 令和2年10月14日

第2回期日 令和2年12月9日

第3回期日 令和3年3月3日

第4回期日 令和3年4月14日

第5回期日 令和3年5月26日

第6回期日 令和3年8月4日

第7回期日 令和3年11月10日

この訴訟の主たる争点は、ケフィア事業振興会と元法務部長との間の契約の法的性質(雇用契約か委任契約か)及び元法務部長の地位(労働基準法第 9 条の「労働者」及び破産法第 149 条 1 項の「使用人」にあたるか)、ケフィア事業振興会が元法務部長に対して給与名目で金銭を支払う合意の全部または一部が公

序良俗に違反するか,**ケフィア事業振興会**及び**かぶちゃんファイナンシャルサービス**とLL社との間の業務委託契約は通謀虚偽表示により無効か等であった。

元法務部長及びLL社は,当職の請求を全面的に争う旨の答弁書を提出したものの,後記7のとおり元法務部長が起訴され勾留されていたこともあり,上記の各期日に出頭しなかった。

(3) 今後の進行

この訴訟は令和3年11月10日の期日にて結審し、判決期日は令和4年2月28日に指定されている。今後、判決の結果を踏まえて適切に対応する所存である。

6 消費税及び地方消費税の還付

前記4の訴訟で求めている消費税等の還付とは別に、ケフィア事業振興会の令和3年7月期(令和2年8月1日から令和3年7月末日まで)の消費税及び地方消費税の確定申告において、他の破産会社に対する債権の貸倒れ処理をしたこと等により、同期の消費税等について還付が認められ、神田税務署より93,230,159円の還付を受けることができた。

7 元役職員らの刑事事件

既に報告したとおり、ケフィア事業振興会の代表者であった鏑木秀彌、元従業員7名並びに顧問1名の計9名は、令和2年3月9日、法定の除外事由がないのに、共謀の上、不特定かつ多数の相手方に対して元本額及び所定の利息又は加算額を支払うことを約して金銭の支払いを受けたという「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」違反の公訴事実にて東京地方裁判所に起訴された。

また、同月 30 日及び同年 5 月 29 日には、前記 9 名のうち鏑木秀彌を含む 5 名が、共謀の上、新規顧客に対する元本や利息等を約定通り支払える見込みがなかったにもかかわらず、これを秘して平成 30 年 5 月以降にパンフレットを送付して顧客に金銭を振り込ませたという詐欺罪の公訴事実にて追起訴された。

現在までに9名のうち7名について有罪判決がなされ、うち5名について有罪判決が確定している。

8 役員の財産に対する保全処分又は役員の責任に基づく損害賠償債権の査定の裁 判を必要とする事情の有無

破産法第 177 条第 1 項の規定による保全処分又は第 178 条第 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無については、なお調査中である。

第2 今後の主な管財業務

1 処分取消しを求める訴訟手続への対応 前記第1の4のとおり、今後は処分取消を求める訴訟手続において、税額の更 正、ひいては税金の還付が認められるよう、主張・立証を尽くす所存である。

2 元法務部長らに対する訴訟手続への対応 前記第1の5のとおり、元法務部長及びLL社に対する訴訟については、判決の 結果を踏まえて引き続き対応に努めたい。

3 配当準備中の3者の配当実施

ケフィア事業振興会,**ケベッククラブ**及び**九州クラブ**については,前記第1の2記載のとおり中間配当を完了した。上記1の訴訟により税金の還付を受けることができた場合には,最後配当を実施することとしたい。

4 配当可能性のない破産者の処理

ケーツーシステム及びかぶちゃんファイナンシャルサービスについては、前記第1の3(2)及び(3)記載のとおり、今後、存続が不要となった時点で、順次、異時廃止として破産手続を終了させる予定である。

以上

(別紙1) 破産者の概要

NO.	事件番号	破産者	手続の進行状況・進行予定
1	平成30(7) 6361	株式会社ケフィア事業振興会	続行
2	平成30(7) 6362	株式会社飯田水晶山温泉ランド	R4. 1. 25異時廃止
3	平成30(7) 6363	かぶちゃん九州株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(最後配当)
4	平成30(7) 6364	かぶちゃんメガソーラー株式会社	R3. 7. 21破産手続終結(最後配当)
5	平成30(7) 6711	ケフィアインターナショナル株式会社	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
6	平成30(7) 6712	株式会社ケーアイ・アド	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
7	平成30(7) 6713	株式会社ケフィア・カルチャーカード	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
8	平成30(7) 6714	株式会社ケフィア・クリエイティブ	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
9	平成30(7) 6715	株式会社メープルライフ	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
10	平成30(7) 6716	株式会社ケーツーシステム	続行
11	平成30(フ) 6717	一般社団法人柿国際文化協会	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
12	平成30(7) 6718	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	続行
13	平成30(7) 6719	ケベッククラブ合同会社	続行
14	平成30(7) 6720	九州クラブ合同会社	続行
15	平成30(7) 6721	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
16	平成30(7) 6722	かぶちゃん電力株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(最後配当)
17	平成30(7) 6861	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
18	平成30(7) 7144	かぶちゃん農園株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
19	平成30(7) 7241	ケフィアグループC&L株式会社	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
20	平成30(7) 7242	合同会社かきの森	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
21	平成30(7) 7243	株式会社コラボ南信州	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
22	平成30(7) 7421	かぶちゃん信州乳業株式会社	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
23	平成30(フ) 7422	かぶちゃんファーム株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(最後配当)
24	平成30(7) 7501	かぶちゃんインターナショナル株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
25	平成30(フ) 8117	株式会社かぶちゃん農園食堂	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
26	平成30(7) 8118	かぶちゃん製菓株式会社	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
27	平成30(7) 8151	株式会社ケフィア・サプリメント	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
28	平成30(7) 9344	鏑木武弥	R2. 9. 16破産手続終結(異時廃止)
29	平成30(7) 9372	カブラキホールディングス株式会社	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
30	平成30(フ) 9373	鏑木秀彌	R3. 4. 21破産手続終結(簡易配当)
31	平成31(7) 706	<u></u> 辻秀子	R3. 4. 21破産手続終結(最後配当)

(別紙2) 財産目録・収支計算書・破産貸借対照表

目次

No.	破産者名	No.	破産者名
1	株式会社ケフィア事業振興会	17)	株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス
2	株式会社飯田水晶山温泉ランド	18	かぶちゃん農園株式会社
3	かぶちゃん九州株式会社	19	ケフィアグループC&L株式会社
4	かぶちゃんメガソーラー株式会社	20	合同会社かきの森
5	ケフィアインターナショナル株式会社	21)	株式会社コラボ南信州
6	株式会社ケーアイ・アド	22	かぶちゃん信州乳業株式会社
7	株式会社ケフィア・カルチャーカード	23	かぶちゃんファーム株式会社
8	株式会社ケフィア・クリエイティブ	24)	かぶちゃんインターナショナル株式会社
9	株式会社メープルライフ	25	株式会社かぶちゃん農園食堂
10	株式会社ケーツーシステム	26	かぶちゃん製菓株式会社
11)	一般社団法人柿国際文化協会	27	株式会社ケフィア・サプリメント
12	かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社	28	亡鏑木武弥相続財産
13	ケベッククラブ合同会社	29	カブラキホールディングス株式会社
14)	九州クラブ合同会社	30	鏑木秀彌
15	一般社団法人ケフィアグループ振興協会	31)	辻秀子
16	かぶちゃん電力株式会社		

※グレーでハイライトした破産者は前回集会までに換価業務を終了したため 本報告書には財産目録等を添付しない。 平成30年(7)第6361号 破産者 株式会社ケフィア事業振興会 破産管財人 弁護士 内田 実

開始決定日=平成30年9月3日現在 (単位:円)

財産目録 (第5回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価 (H30.7.31)	換価金額	
1	現金	4,956,122	15,525,310	破産管財人への引継現金
2	預金	124,558,747	6,369,398	全て解約済み
3	売掛金	2,626,353,730	9,263,117	残余はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
4	棚卸資産	33,212,001	4,758,873	食品, PCディスプレイ等の売却代金
5	前払費用	778,876,764	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
6	短期貸付金	5,734,750,668	0	ケフィアグループ等に対するものであり換価困難
7	未収入金	5,590,600,716	0	ケフィアグル一プ等に対するものであり換価困難
8	立替金	804,279,660	0	ケフィアグル一プ等に対するものであり換価困難
9	仮払金	3,207,720,756	169,957,952	ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり換価困難
10	預け金	31,000,000	5,360,046	派遣会社から回収済み
11	未収消費税等	236,680,210	337,103,084	消費税等還付金を回収済み
12	繰越消費稅	25,862,190	0	換価価値無し
13	建物	508,839,131	723,148,149	ケフィアビルにかかる附属設備,構築物を含む。換価完了
14	附属設備	181,400,729	0	ケフィアビルと一体で換価
15	構築物	5,256,401	0	ケフィアビルと一体で換価
16	機械装置	7,419,000	50,000	封入印刷機を換価済み
17	車両運搬具	19,042,275	2,600,700	車両4台を換価済み
18	工具器具備品	52,369,084	0	換価価値無し
19	一括償却資産	1,836,051	595,500	パソコンを換価済み
20	土地	583,340,940	819,000,000	ケフィアビルと一体で換価
21	果樹	6,919,522	0	換価価値無し
22	ソフトウエア	34,874,001	0	換価価値無し
23	商標権	1,522,515,824	0	換価価値無し
24	投資有価証券	55,046,144	13,811,577	らくトクポイントの預託国債にかかる預託保証金を回収済み
25	出資金	414,890,254	47,124,352	カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金
26	敷金	1,818,500	1,154,300	神田須田町の賃借物件及び龍江発電所の敷金を回収済み
27	保証金	66,089,800	84,240,554	日本旅行業協会及び運送会社から回収済み
28	長期貸付金	19,264,504,301	0	ケフィアグル一プ等に対するものであり回収困難
29	保険積立金	825,157,258	10,252,933	保険解約返戻金を回収済み
30	投資預け金	370,000,000	0	換価価値無し
31	長期前払費用	191,811,937	0	換価価値無し
32	会員創造費	4,722,199,827	0	換価価値無し
33	繰延資産	871,837	0	換価価値無し
	合計	48,035,054,380	2,250,315,845	

※上記備考欄において「ケフィアグループ等に対するものであり換価困難」と記載したものの内、他の破産者に対する債権については、一部を配当金等として回収しているが、財産目録の換価金額には含めていない。

平成30年(7)第6361号 破産者 株式会社ケフィア事業振興会 破産管財人 弁護士 内田 実

開始決定日=平成30年9月3日現在 (単位:円)

財産目録 (第5回債権者集会)

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	44	184,281,357		
2	財団債権(労働債権)	22	12,750,345		
3	財団債権(その他)	0	0		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権	29,407	116,807,960,493	103,338,592,964	13,469,367,529
	合計	29,473	117,004,992,195	103,338,592,964	13,469,367,529

^{*}負債の部 財団債権(公租公課)の件数及び金額には破産手続開始後に生じたものを含む。

平成30年9月3日~令和3年12月31日 (単位:円)

収支計算書 (第5回債権者集会)

	収入の部						
No.	科目	金額					
1	引継現金	1,125,310					
2	預金	6,369,398					
3	引継予納金	14,400,000					
4	売掛金	9,263,117					
5	動産売却代金	4,758,873					
6	不動産売却代金	1,542,148,149					
7	敷金	1,154,300					
8	保険解約返戻金	10,252,933					
9	株式譲渡代金	46,125,216					
10	預金利息	79,498					
11	地代家賃戻し	1,489,600					
12	保証金	84,240,554					
13	預け金	5,360,046					
14	出資金	999,136					
15	車両売却代金	2,600,700					
16	還付金	337,103,084					
17	精算金	16,391,036					
18	仮払金	169,957,952					
19	預り消費税	60,220,640					
20	固定資産税等精算金	233,112					
21	預託保証金返還	13,811,577					
22	借地権譲渡代金	28,732,166					
23	立替費用精算金	12,041,628					
24	共益費用精算金	84,700,939					
25	否認権行使	9,200,000					
26	他の破産者からの配当金	463,945,743					
27	配当金の戻り分等	664,740					
	合 計	2,927,369,447					

平成30年9月3日~令和3年12月31日 (単位:円)

収支計算書 (第5回債権者集会)

	支出の部					
No.	科目	金額				
1	補助者費用	127,739,363				
2	業務委託費	61,748,244				
3	廃棄費用	2,647,426				
4	通信費	62,551,088				
5	施設管理費	856,584				
6	電気料金	2,199,174				
7	水道料金	264,214				
8	リース利用料	3,210,657				
9	システム利用料	8,150,220				
10	地代家賃	40,214,124				
11	旅費交通費	2,570,538				
12	消耗品	843,853				
13	仲介手数料	1,175,280				
14	支払手数料	14,278,956				
15	印紙代	160,000				
16	管財事務費	14,472,853				
17	別除権者弁済	818,625,425				
18	他の破産法人への送金	9,280,000				
19	立替金	4,247,440				
20	管財人報酬	200,000,000				
21	公租公課	184,281,357				
22	労働債権	12,750,345				
23	中間配当金	1,010,453,914				
	合計	2,582,721,055				

差引	344,648,392
----	-------------

破產貸借対照表 (第5回債権者集会)

資産の部				負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科目	金額	
1	現金	15,525,310	1	財団債権(公租公課)	184,281,357	
2	預金	6,369,398	2	財団債権(労働債権)	12,750,345	
3	売掛金	9,263,117	3	財団債権(その他)	0	
4	棚卸資産	4,758,873	4	優先的破産債権(公租公課)	0	
5	前払費用	0	5	優先的破産債権(労働債権)	0	
6	短期貸付金	0	6	普通破産債権	116,807,960,493	
7	未収入金	0				
8	立替金	0				
9	仮払金	169,957,952				
10	預け金	5,360,046				
11	未収消費税等	337,103,084				
12	繰越消費税	0				
13	建物	723,148,149				
14	附属設備	0				
15	構築物	0				
16	機械装置	50,000				
17	車両運搬具	2,600,700				
18	工具器具備品	0				
19	一括償却資産	595,500				
20	土地	819,000,000				
21	果樹	0				
22	ソフトウエア	0				
23	商標権	0				
24	投資有価証券	13,811,577				
25	出資金	47,124,352				
26	敷金	1,154,300				
27	保証金	84,240,554				
28	長期貸付金	0				
29	保険積立金	10,252,933				
30	投資預け金	0				
31	長期前払費用	0				
32	会員創造費	0				
33	繰延資産	0				
合計 2,250,315,845 合計 117,004,992,						